

重要

かならず、保護者の方へ渡してください。

保護者の皆様へ

令和6年1月
大刀洗町教育委員会

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

大刀洗町では、経済的な理由で町内の小・中学校等への就学が困難な児童生徒の保護者に対し、費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。令和6年度の就学援助をご希望の方は、次のとおり申請をお願いします。

1 申請手続きから支給までの流れ

(1) 申請手続き

①「令和6年度大刀洗町就学援助費受給申請書」を受け取る。

＊お子様が在籍している学校(町立小・中学校)にて配布しています。

＊区域外就学の場合は、教育委員会子ども課にて配布しています。



②申請書を記入し、「2 申請に必要なもの」(2ページ)を揃える。



③申請期間内に、お子様が在籍している学校もしくは教育委員会子ども課へ提出する。

＊小・中学校どちらにも在籍している場合はいずれか一つの学校への申請で可。

＊区域外就学の場合は、教育委員会子ども課へご提出ください。

2月から申請できる
ようになったよ!

<申請期間> 令和6年2月1日(木)～4月30日(火)

(受付時間 午前8時30分～午後4時40分)

※上記以降も申請できますが、認定となった場合、(3)②のとおり支給対象期間が変わります。

令和6年度の最終受付日は、**令和7年2月28日(金)**です。



(2) 審査及び結果通知

① 第1回審査(4月30日(火)までに申請の方)

6月に大刀洗町の住民税情報、または前住所地発行の税証明と照合します。

審査結果は、7月上旬頃に保護者の方へ通知します。

② 第2回以降の審査(5月以降の年度途中の申請の方)

審査は7月以降随時行い、審査結果は提出月の翌月下旬までに保護者の方へ通知します。

(3) 支給

① 支給方法

申請書に記載された口座へ町から振込みますが、状況によっては学校から直接振込み(お渡し)する場合があります。また、校納金が未納の場合は支給時期が遅れることや、校納金へ充当する場合があります。

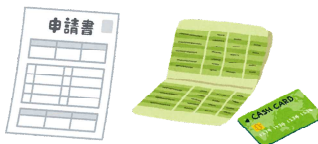
② 支給対象期間

申請書提出月によって支給の対象となる期間が異なります。

申請書提出月	令和6年4月(第1回審査)	令和6年5月～令和7年2月(第2回以降の審査)
支給対象月	4月分から	申請書を提出した翌月の分から(月割り)

※年度途中に大刀洗町外から転入された場合は、支給開始月を調整します。

2 申請に必要なもの



(1) 申請者全員

- ① 令和6年度大刀洗町就学援助費受給申請書
- ② 申請者(保護者)の通帳またはキャッシュカードの写し(銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかる頁)

(2) 該当者(添付書類)

状況	必要な書類	備考
① 世帯の中に 令和6年1月2日以降に大刀洗町に転入した16歳以上の人がある	転入した人の 「令和6年度住民税課税(非課税)証明書」(写し可) ※源泉徴収票は不可。	令和6年1月1日時点で住民票があった自治体で、令和6年6月頃発行できます。申請書と同時に提出できない場合は、その旨お伝えください。
② 世帯員全員が国民年金保険料の全額免除もしくは国民健康保険税の免除を受けている	免除の通知書の写し	
③ その他特別な理由により経済的に困難	そのことが分かる書類	
④ 賃貸住宅に住んでいる	最新の「賃貸契約書」の写し ※住所・借主・貸主・賃貸期間・家賃額が明記されているもの	必須ではありませんが、提出いただくと審査の計算上加算(上限あり)します。

3 注意事項

(1) 申請書の提出忘れ・遅れに対する救済措置はありません。十分にご注意ください。

入学準備金の申請をされた場合でも、令和6年度就学援助の受給を希望する場合は改めて申請が必要です。

(2) 申請書に記載された内容の確認等について電話や郵送にてご連絡することがあります。

申請書を提出した後は、子ども課からの電話(77-6205)を受信できるよう設定をお願いします。

また、必要な手続きがされていない場合や、申請内容の確認及び添付書類不足等により通知書をお送りする場合がありますので、郵便物は必ず確認してください。

(3) 申請内容を変更されたら再度申請が必要です。

申請された内容から世帯員、氏名、住所、住民税情報、振込先口座等を変更された場合は、再度申請が必要です。申請がない場合は、変更された月以降の分の支給ができませんのでご注意ください。世帯状況等が変更となり、再度申請された場合は、変更後の世帯状況で再度審査を行います。変更後の世帯での認定による支給の適用は、申請日の翌月からとします。また、申請内容に誤りがあった場合、遡って返納となる場合がありますのでご注意ください。

(4) 学校への校納金は必ず納入してください。

校納金は、就学援助の支給の有無に関わらず納入していただく必要があります。就学援助の制度は、校納金として納付された内容の一部を申請者(保護者)へ支給するものです。給食費など学校徴収金の滞納(前年度までの分を含む)がある方は、納入が必要です。

(5) 所得の確認について

令和6年1月1日現在、大刀洗町に住所(住民登録)がある方は、申請書に基づき、大刀洗町課税台帳上の記録により確認しますので、課税証明書等の書類は必要ありません。ただし、令和5年分の収入の申告をしていない方は、所得の審査ができませんので、早めに大刀洗町税務課への申告を済ませておいてください。所得のない方(被扶養者を除く)や、税務署で所得申告が必要ないと言われた方も、市町村への申告は必要です。また、令和6年1月1日現在国外に住んでいた方は、大刀洗町教育委員会子ども課学校教育係へお問い合わせください。

4 支給内容

費用	対象者		年間支給額		支給時期	
			小学校	中学校		
学用品費等	準要保護	第1学年	13,230円	25,040円	7月・12月・3月 (年間額を3回に分割)	
		その他の学年	15,500円	27,310円		
①新入学用品費	準要保護	第1学年	57,060円	63,000円	7月	
②修学旅行費	要保護 準要保護	参加者	実費 (上限22,690円)	実費 (上限60,910円)	〔実施後 7月・12月・3月の いずれかの時期〕	
学校給食費	準要保護	全員	実費		7月・12月・3月	
③医療費	要保護 準要保護	該当者	実費		〔実施後 町から医療機関に 直接支払い〕	
P T A 会費	準要保護	全員	実費 (上限3,450円)	実費 (上限4,260円)	3月	
生徒会費	準要保護	全員	/		実費 (上限500円)	3月
クラブ活動費	準要保護	全員			実費 (上限11,000円)	
④日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	要保護 準要保護	全員	掛金免除		/	
⑤オンライン学習 通信費	準要保護	全員	一世帯あたり12,000円 (長子に支給)		7月・12月・3月 (年間額を3回に分割)	

※年間支給額、支給時期は予定であり、変わることがあります。

※支給費は上記の費目以外の目的には使用することはできません。

※区域外就学の支給費目は、学用品費等、新入学用品費、修学旅行費、オンライン学習通信費です。就学する学校所在地の市町村から支給を受けている場合、重複した費目は支給しません。

①新入学用品費

第1回審査(令和6年4月30日までの申請者)で認定された方が対象です。

令和6年3月に「入学準備金」を受給している場合、本年度の支給はありません。

②修学旅行費

認定日より前に修学旅行が実施された場合は対象外です。

③医療費

対象疾病は、う歯・慢性副鼻腔炎・アデノイド・中耳炎・結膜炎・トラコーマ・白癬・疥癬・膿痂疹・寄生虫病です。学校で実施される健康診断にて対象疾病が疑われた方に、7月中旬に「医療券」を交付します。医療券を持参し、医療機関を受診してください。7月1日時点で認定されている方のみ対象です。

④日本スポーツ振興センター災害共済掛金

5月1日時点で認定されている方のみ対象です。

⑤オンライン学習通信費

今年度から届出を不要とし、世帯ごとに定額を支給します。また、支給額を年額12,000円に変更しました。



5 対象者

大刀洗町に住所を有する方で、国公立の小中学校に在籍中のお子様がいる次のいずれかの世帯

要保護	現在、生活保護を受給している世帯（申請書の提出は不要です。）																	
準要保護	1	令和5・6年度中に生活保護法に定める教育扶助の停止・廃止を受けた方 （世帯構成などの変更を伴う場合は除きます。）																
	2	児童扶養手当を全額受給している方																
	3	世帯全員の国民健康保険税が免除された方																
	4	世帯全員の国民年金保険料が国民年金法第89条又は第90条に基づき免除された方																
	5	<p>令和5年1月～12月の世帯全員の合計所得金額の合計が支給対象基準金額以下の世帯</p> <p>「支給対象基準金額のめやす」（世帯構成員の年齢により、金額は上下します。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯員数</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準金額</td> <td>約168万円</td> <td>約191万円</td> <td>約250万円</td> <td>約326万円</td> <td>約368万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・所得金額とは、確定申告の場合は、令和5年分確定申告書の「所得金額」欄の「合計」、給与所得のみの場合は、令和5年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。</p> <p>・世帯構成は、申請書提出月における住民票上の世帯構成員です。</p> <p>※16歳以上の世帯構成員の所得合計額が審査対象になります。</p> <p>※世帯構成員の年齢等により基準金額が世帯ごとに違うため、<u>事前に支給の可否の計算はできません。</u></p>					世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人	基準金額	約168万円	約191万円	約250万円	約326万円	約368万円
	世帯員数	2人	3人	4人	5人	6人												
基準金額	約168万円	約191万円	約250万円	約326万円	約368万円													
6	その他教育委員会が上記に準ずる程度に困窮していると認めた方																	

6 問合せ先

(1) 申請手続き・制度の内容に関すること

大刀洗町教育委員会 子ども課 学校教育係 (TEL 77-6205 FAX 77-2720)

(2) 校納金・支給額に関すること

大堰小学校 (TEL 77-0170 ・ FAX 77-5150) 本郷小学校 (TEL 77-0036 ・ FAX 77-0126)
 大刀洗小学校 (TEL 77-0203 ・ FAX 77-5153) 菊池小学校 (TEL 77-1544 ・ FAX 77-1617)
 大刀洗中学校 (TEL 77-0075 ・ FAX 77-3439)

(3) 所得申告(住民税)の手続きに関すること

大刀洗町役場 税務課町民税係 (TEL 77-0172 FAX 77-3063)

